

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月28日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理グループ グループマネージャー 吉本 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	経理グループ グループマネージャー 恩田 幸敏
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第106回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少の件

今後の機動的な資本政策を実現するため、資本準備金および利益準備金の全額の減少ならびに振り替えを行う。

#### 第2号議案 取締役17名選任の件

取締役として、松下正幸、津賀一宏、長榮周作、鹿島幾三郎、山田喜彦、宮田賀生、高見和徳、遠山敬史、河井英明、宮部義幸、中川能亨、吉田 守、宇野郁夫、奥 正之、野村 剛、吉岡民夫、大田弘子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

	有効	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	14,939,333個	14,812,411個	100,797個	26,125個	99.15%	可決
第2号議案						
松下 正幸	14,962,149個	12,831,630個	2,100,828個	29,691個	85.76%	可決
津賀 一宏	14,962,149個	13,043,526個	1,888,931個	29,692個	87.18%	可決
長榮 周作	14,962,147個	13,059,606個	1,872,849個	29,692個	87.28%	可決
鹿島 幾三郎	14,962,150個	13,753,795個	1,178,663個	29,692個	91.92%	可決
山田 喜彦	14,962,151個	13,783,028個	1,149,431個	29,692個	92.12%	可決
宮田 賀生	14,962,150個	13,855,333個	1,077,126個	29,691個	92.60%	可決
高見 和徳	14,962,150個	13,785,002個	1,147,456個	29,692個	92.13%	可決
遠山 敬史	14,962,150個	13,787,019個	1,145,439個	29,692個	92.15%	可決
河井 英明	14,962,150個	13,858,787個	1,073,672個	29,691個	92.63%	可決
宮部 義幸	14,962,151個	13,858,857個	1,073,603個	29,691個	92.63%	可決
中川 能亨	14,962,150個	13,858,916個	1,073,543個	29,691個	92.63%	可決
吉田 守	14,962,150個	13,858,641個	1,073,818個	29,691個	92.62%	可決
宇野 郁夫	14,962,148個	12,934,388個	1,998,069個	29,691個	86.45%	可決
奥 正之	14,962,149個	12,960,953個	1,971,505個	29,691個	86.62%	可決
野村 剛	14,962,149個	14,644,992個	287,466個	29,691個	97.88%	可決
吉岡 民夫	14,962,149個	14,645,463個	286,995個	29,691個	97.88%	可決
大田 弘子	14,962,148個	14,674,996個	257,461個	29,691個	98.08%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上